

年末・年始の勤務手当の改定について

令和 7 年 11 月 1 日

松野修典

令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月の年末・年始の勤務手当について、下記の通り改定しますので、よろしくお願いします。

改定については、清泉荘の経営状況及び同業種他事業所における支給状況を参照した上で検討したものです。

12 月 29 日から 1 月 3 日までの各日の 24 時間の時間帯の各日に年末・年始の勤務手当を支給します。

勤務手当の額は以下となります。

12 月 29 日、30 日の 2 日間は日祝手当同様の扱いとし 200 円～500 円、12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日については、各日 3,000 円（6 時間以上勤務の場合）

1 月 1 日については、5,000 円（6 時間以上勤務の場合）

夜勤については、2 日にまたがり各日 6 時間以上となる場合は、それぞれ支給されることとなります。12 月 31 日明けから 1 月 3 日入りまで、それぞれの手当日額を支給します。

※GH 宿直についても、宿直手当 7,000 円とは別に下記の手当を支給します。

通常勤務者

12 月 29 日	200 円～500 円
12 月 30 日	200 円～500 円
12 月 31 日夜勤明け	3,000 円
12 月 31 日日勤帯	3,000 円
1 月 1 日夜勤明け	8,000 円
1 月 1 日日勤帯	5,000 円
1 月 2 日夜勤明け	8,000 円
1 月 2 日日勤帯	3,000 円
1 月 3 日夜勤明け	6,000 円
1 月 3 日日勤帯	3,000 円
1 月 4 日夜勤明け	3,000 円

宿直勤務者

12 月 31 日宿直明け	1,000 円
1 月 1 日宿直明け	2,000 円
1 月 2 日宿直明け	2,000 円
1 月 3 日宿直明け	1,000 円

※日勤、夜勤に関わらず 6 時間未満の勤務の場合は、3,000 円以上の手当については上記手当額の半額を支給します。

以上